

高知市上下水道事業経営審議会

(令和5年度 第2回審議会資料)

水道料金体系のあり方について

令和6年3月22日

高知市上下水道局

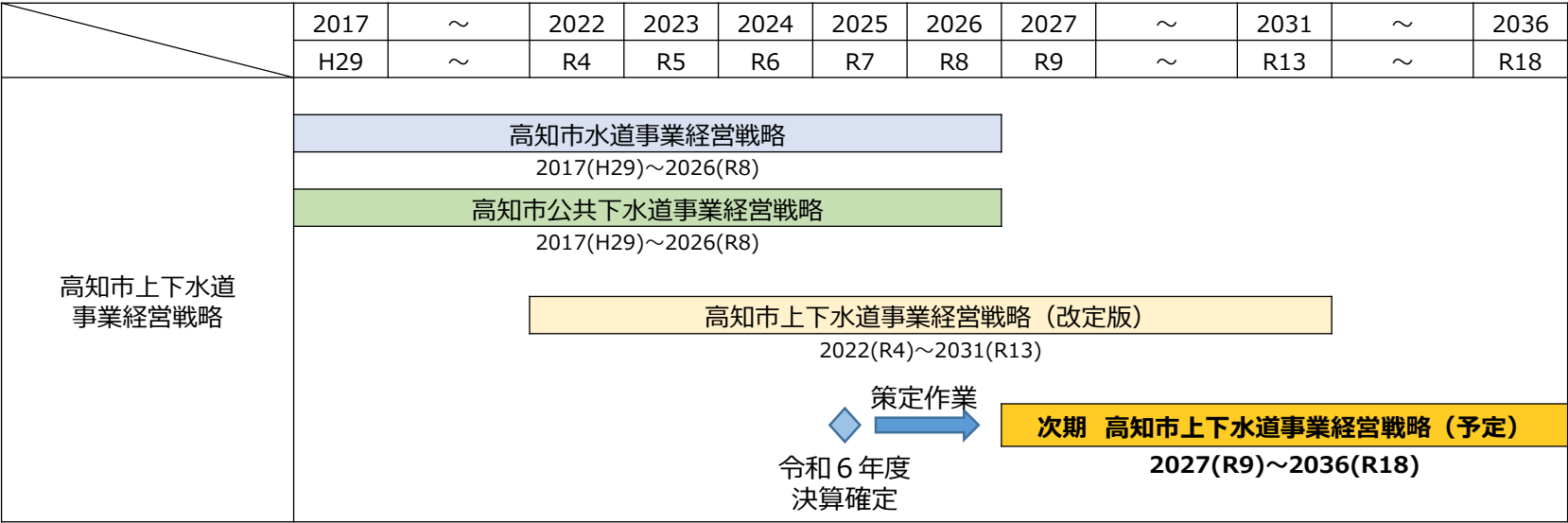
はじめに	・・・ P1
1 水道料金について	・・・ P4
2 水道事業の運営	・・・ P5
3 水道料金の決定方法	・・・ P7
4 水道料金制度の概要	・・・ P11
5 高知市の水道料金体系	・・・ P12
6 水道料金体系の設定の考え方	・・・ P16
7 他都市の水道料金改定事例	・・・ P18
まとめ	・・・ P23



●次期経営戦略策定までのながれ

「高知市上下水道事業経営戦略」は、平成29（2017）年度に令和8（2026）年度までの10か年の計画として策定、その後、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10か年の改定版を策定しています。

次期経営戦略の策定は、令和6（2024）年度決算確定後に本格的な作業開始を予定しています。

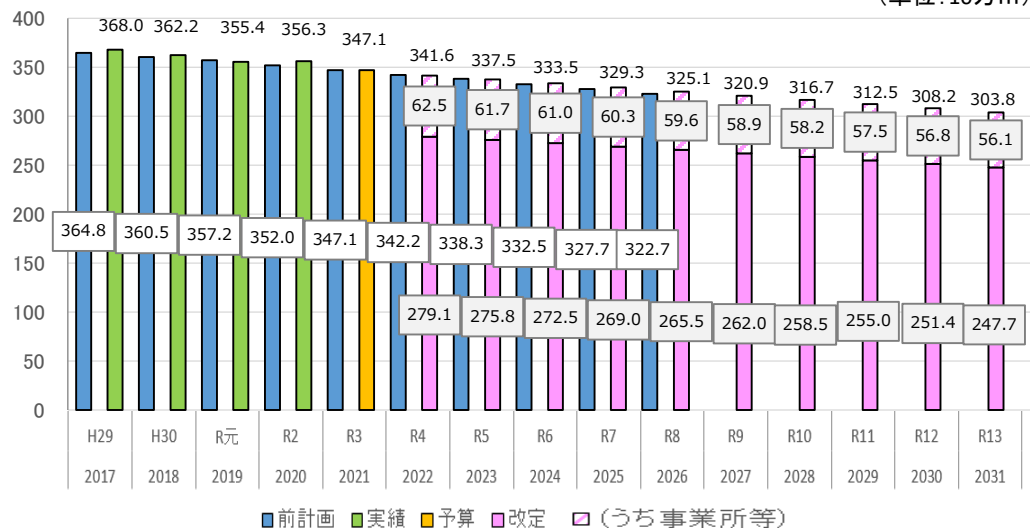


次期経営戦略の策定にあたっては、投資計画や収支推計の検討を進める必要があるため、それまでの期間（令和6年度決算確定まで）は、現在の高知市の水道料金体系のあり方について検討を進めていきます。

●有収水量・料金収入（上下水道事業経営戦略改定版P6より）

有収水量

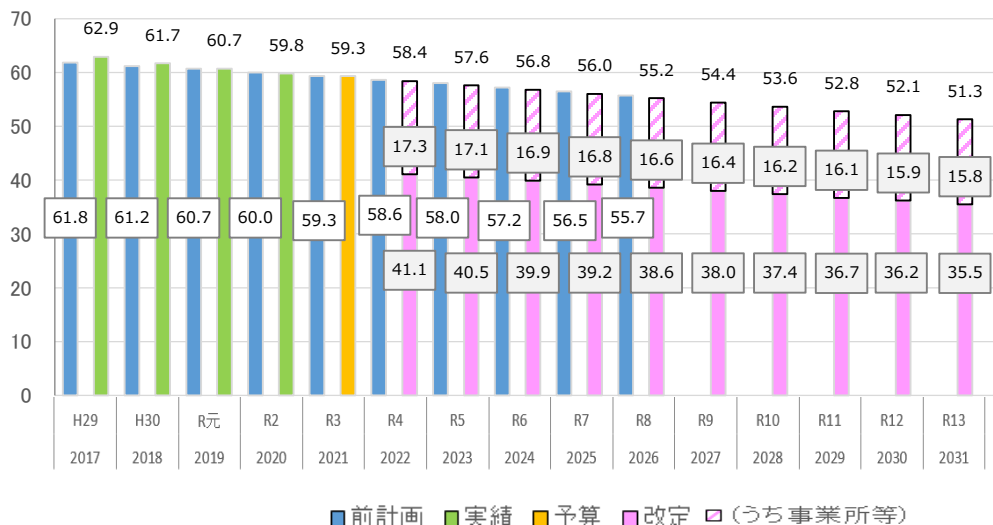
（単位：10万㎡）



有収水量（各家庭や企業などで使用され水道料金収入につながる水量）は、全体的な減少傾向の中、令和2（2020）年度までの実績は概ね前計画を上回っているものの、令和4（2022）年度から8（2026）年度では、前計画より緩やかな減少を見込んでいます。

料金収入

（単位：億円、税抜き）



料金収入は、令和2（2020）年度までは、概ね前計画どおりの実績となったものの、令和4（2022）年度以降は、前計画値を若干下回る推計となっており、有収水量全体が前計画を上回る一方で、料金収入は前計画を下方修正する結果となりました。

改定版の戦略策定時の見直しにおいては、前計画の考え方を引き継ぎながらも、投資の合理化などにより計画期間内の投資額の縮減とともに、赤字が見込まれる時期が5年間先送りすることが出来たことから、当面の間の料金改定は必要がないと判断しています。

●投資計画（上下水道事業経営戦略改定版P7より）

次期戦略策定時には、収支推計を基に料金改定時期の検討が必要

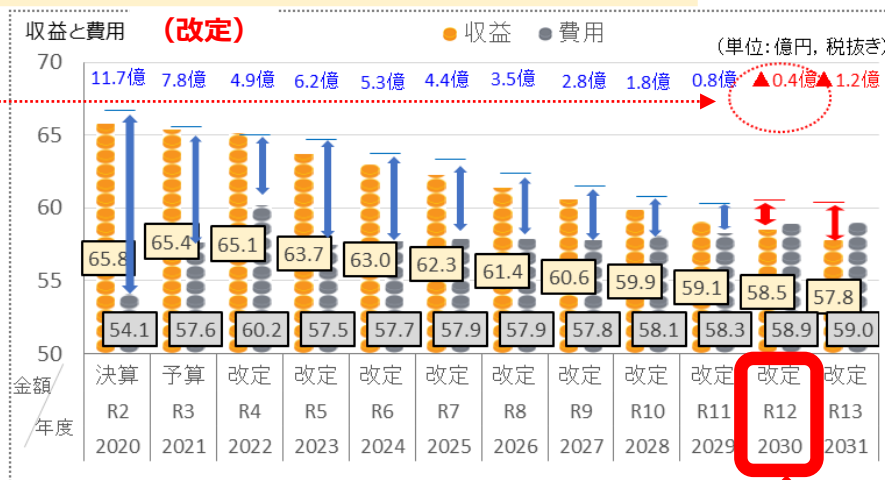
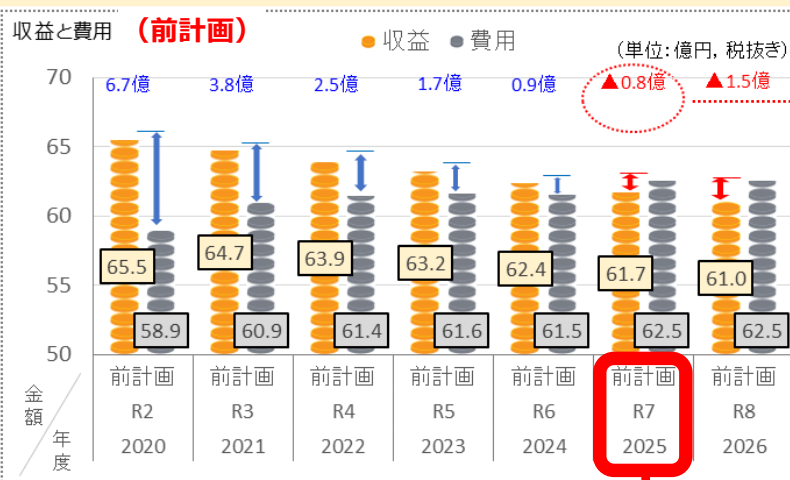
【前計画との比較】

基幹施設の耐震化	H29～R4年（36.9億→27.3億円 ▲9.5億円） 水需要の減少に対応した耐震補強工法の見直し及び高度な手法による耐震診断結果の反映 ▲9.5億円	H29～R8年までの10年投資計画で 事業目的を達成しながら 19.6億円 の投資額減の見込
管路の耐震化	H29～R8年（253.2億→260.7億円 +7.5億円） 二重化事業完成による請負差額や計画見直し ▲18.7億円 旭・中央パワ配水本管(縄手系)の早期耐震化(R3～5年) +23.0億円 老朽管(耐震化)対策強化のための追加投資(R6年～) +3.2億円 年平均：約26億円	R9年以降 継続実施 年平均：約18億円
局庁舎の移転整備	R2～4年（5.0億→25.6億円） 倉庫等の移転経費として5.0億円を計上 → 庁舎移転へ見直し +20.6億円	
施設の改築更新	H29～R8年（104.8億→66.6億円 ▲38.2億円） 設備の長寿命化による更新時期の平準化、水需要の減少に対応した更新 ▲29.2億円 大規模修繕費の見直し ▲9.0億円 年平均：約7億円	R9年以降 継続実施 年平均：約6億円

(単位:億円)

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	前計画期間計 (H29～R8)	改定計画期間計 (R4～R13)
前計画	59.6	62.9	55.6	48.9	44.1	35.0	29.1	29.9	18.1	16.7						399.9	
実績等	54.7	54.6	41.1	28.5	40.5	56.2	32.1	24.8	28.1	19.6	24.3	18.3	20.5	19.8	22.6	380.3	266.5
差	▲4.9	▲8.3	▲14.5	▲20.4	▲3.6	21.2	3.0	▲5.1	10.0	2.9						▲19.6	

●収支推計（上下水道事業経営戦略改定版P11より）



1 水道料金について

●全国の水道料金はどれくらい？

水道料金は地域によって異なりますが、一世帯当たりの一般的な水道使用量 **1 か月当たり20m³** (20,000L) の水道料金 (税込) の **全国平均は3,334円**、**高知市の場合2,787円**になります。

(R4.4.1日本水道協会料金表参照)

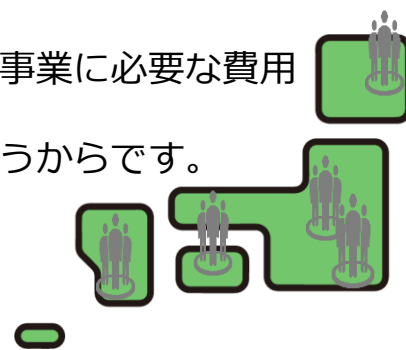
(参考：R4決算統計より **中核市平均3,164円**)

●水道料金が地域によって異なるのはなぜ？

水道事業は法律により、原則として市町村が経営することとなっており、水道事業に必要な費用は、水道を使っている人たちで負担することとなっています。

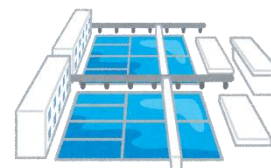
水道料金が地域によって異なるのは、水道事業にかかる費用が地域によって違うからです。

(**水源の水質**、**水源からの距離**、**人口密度などが影響**)



●水道料金は何に使われているの？

水道で水を届けるために必要な浄水場や水道管などの**維持管理費**や、水をきれいにして届けるための費用 (**薬品費**、**電気代など**) に使われています。



2 水道事業の運営

●水道事業は誰が経営しているの？

水道事業は一定区域の公益事業であり、地域の実情に応じて市町村が経営することが最も公益に合致することから、**市町村経営が原則**とされています（水道法第6条第2項）。一方で、水道の基盤を強化するために、市町村の区域を超えた広域的な連携等に努める必要があるとされています（水道法第2条の2）。

【水道法 抜粋】

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

(事業の認可及び経営主体)

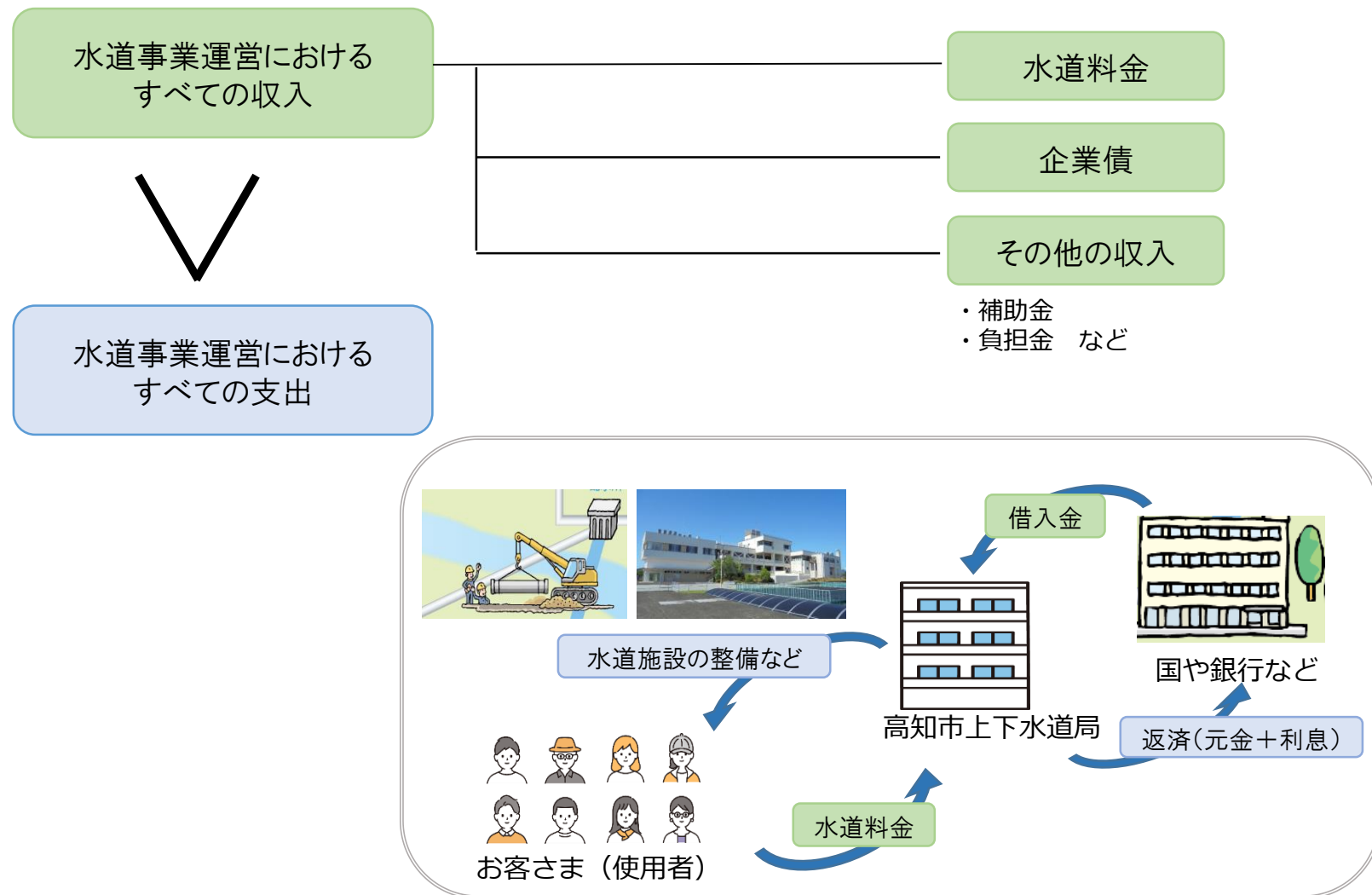
第六条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、**原則として市町村が経営する**ものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

2 水道事業の運営

水道事業は『独立採算制』

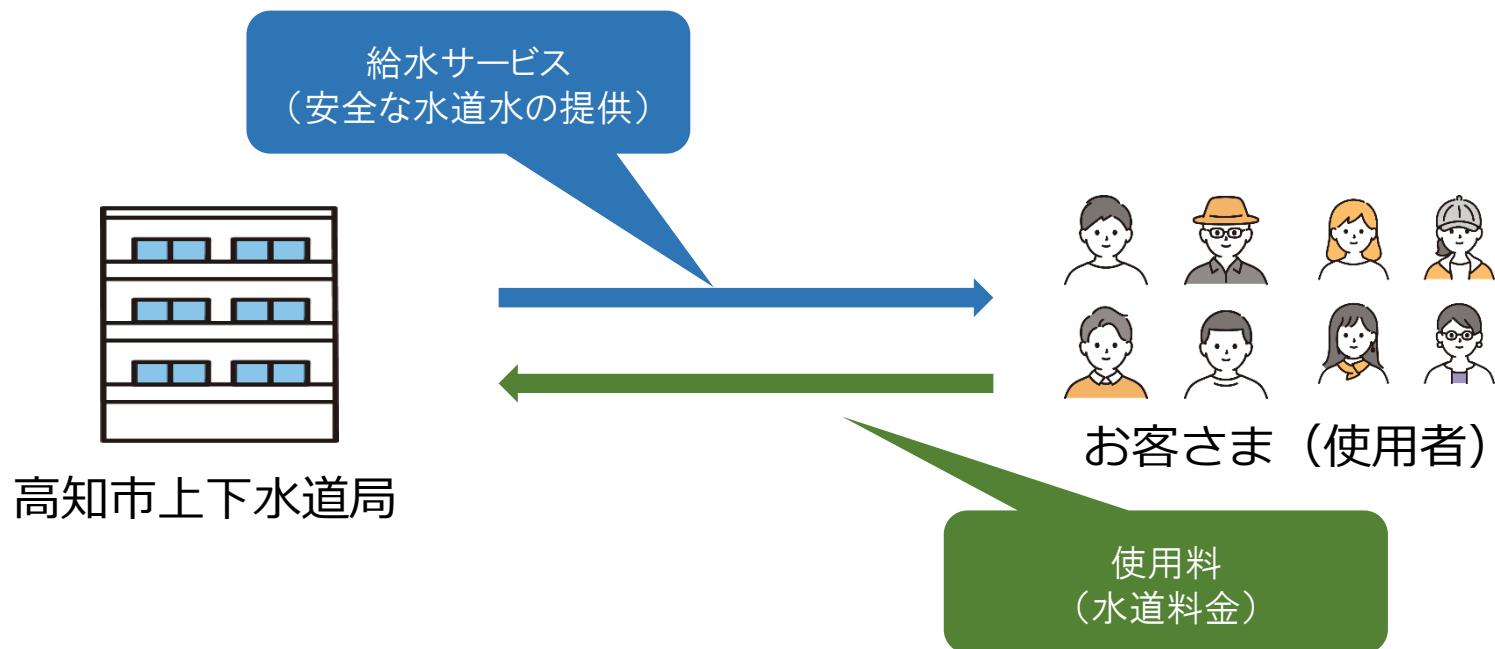
また、水道事業は地方公営企業法に基づき、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として、経営するものとされています。



3 水道料金の決定方法

●水道料金とは？

水道料金はサービスの対価



- 水道料金は、水道事業者が提供する給水サービス（安全な水道水の供給）に対して、お客さま（使用者）からいただく地方自治法上の「使用料」に当たり、その料金はできるだけ低廉かつ公平でなければなりません。
 - 料金の決定（改定）にあたっては、議会での承認と水道法に基づき厚生労働大臣（*1）への届出が必要となります。
- （*1）令和6年度からは国土交通省へ移管

3 水道料金の決定方法

● 水道料金決定の原則

地方公営企業法第21条

- ・ 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ・ 料金は、**公正妥当なもの**でなければならない、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎**とし、**地方公営企業の健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項各号

- ・ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ・ 料金が、**定率又は定額をもつて明確に定められている**こと。
- ・ **特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない**こと。



法令に示されている水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金を設定しています。

3 水道料金の決定方法

● 水道料金の算定方法



財政計画の策定	・料金算定期間の決定(概ね3～5年) ・水需要などの基本方針の決定 ・財政収支の見積り
料金水準の算定 (総括原価の算定)	・水道事業の運営に必要なすべての費用の算出 総括原価＝水道料金の算定対象となる額 ＝『営業費用①＋資本費用②－控除額③』 ①営業費用・・・人件費, 薬品費, 動力費, 修繕費, 減価償却費, 資産消耗費, その他営業費用 ②資本費用・・・支払利息, 資産維持費 ※p10参照 ③控除額 ...給水収益以外のその他の収益
料金体系の設定 (個別原価の算定)	・上記の料金水準を満たす, 使用者から徴収する料金体系の設定

3 水道料金の決定方法

4 資産維持費について

資産維持費は、「対象資産」に「資産維持率」を乗じて算定します。

水道事業における資産維持費とは、『物価上昇による減価償却費の不足や工事の施工環境の悪化による費用の増大等に対応し、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているもの』となります(公益社団法人日本水道協会による「水道料金改定業務の手引き(平成29年3月)より」)。

浄水場や管路などの固定資産については、取得額の大部分(95%相当額)を減価償却費等に計上しつつ純利益を継続することで更新時の財源を確保していますが、同等の資産を数十年後に取得する際には、物価上昇や、交通量の増加等に伴う施工環境の悪化などにより、工事費が増加することが想定されます。したがって、資産維持費とは、その増加分をあらかじめ料金に算入することで、財源として確保するものです。

将来的にも維持すべきと
判断される償却資産

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

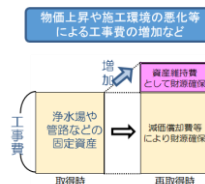
※「資産維持費」は、電気・ガス事業などにおいて料金算定に算入される「事業報酬」と同等の概念(考え方)となっています。

「資産維持率」は、3%を標準としながら、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定することとされています(上記の手引きより)。

【本市における資産維持費の算定等】

水道事業に係る前計画では、建設工事費デフレーター[※]の過去10年平均である0.64%を『資産維持率』としつつ、『対象資産』600億円にその率を乗じた約4億円を資産維持費として試算しています。なお、この資産維持率のあり方については、今後、他団体の状況も研究しながら、より合理的な算定のあり方を探っていきます。

※『資産維持費』を総括原価の一部として算入する場合、料金の改定率もその分高く設定することとなるため、慎重に検討を進める必要があります。



【前計画における算定例】

建設工事費デフレーター

年度	水道	下水道	備考
2007	97.5	98.0	
2016	103.1	104.7	暫定
年平均	0.64%	0.76%	10年平均

※国土交通省総合政策局情報政策課資料
(2005年度基準、2011年度基準から算出)

対象資産600億円×0.64%＝4億円

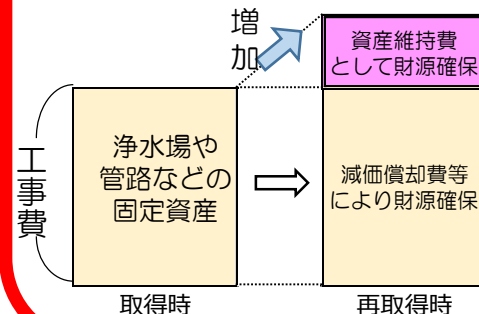
※資産維持のために、年間約4億円が必要
(600億円は平成29年度予算ベース)

『高知市上下水道事業経営戦略 改定版 p30抜粋』

※ 資産維持費とは

浄水場や管路を、数十年後に作り直す場合、建設当時に比べ物価上昇や、交通量の増加等に伴う施工環境の悪化等により、工事費が増加することが想定されます。その増加分を、あらかじめ料金に算入し、財源として確保するものです。

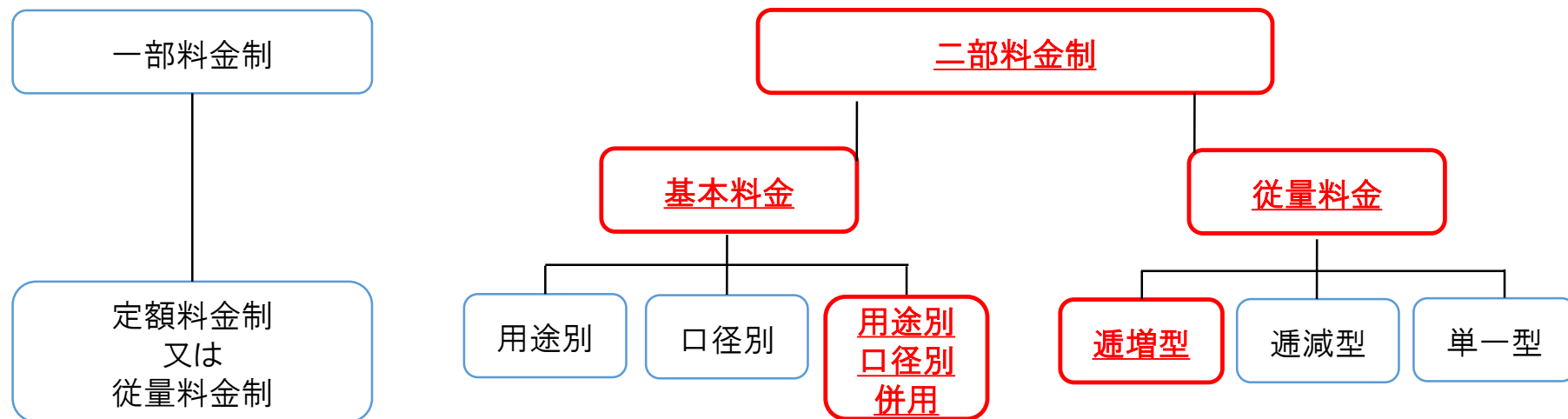
物価上昇や施工環境の悪化等による工事費の増加など



4 水道料金制度の概要

●水道料金制度の概要

- ・料金の構成には、「定額料金（基本料金）」または「従量料金」のいずれか一つだけで構成される『一部料金制』，「定額料金（基本料金）」と「従量料金」を組み合わせた『二部料金制』，そして特約制度などがありますが，ほとんどの自治体が『二部料金制』を採用しています。
- ・基本料金については，用途もしくは口径によって異なる料金設定とし，それぞれ用途別，口径別料金体系と呼び，それらを併用しているものもあります。
- ・従量料金については，使用量に応じて単価が変動するもの（逦増・逦減）と単一のものがあります。



※基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口使用者特約制度など

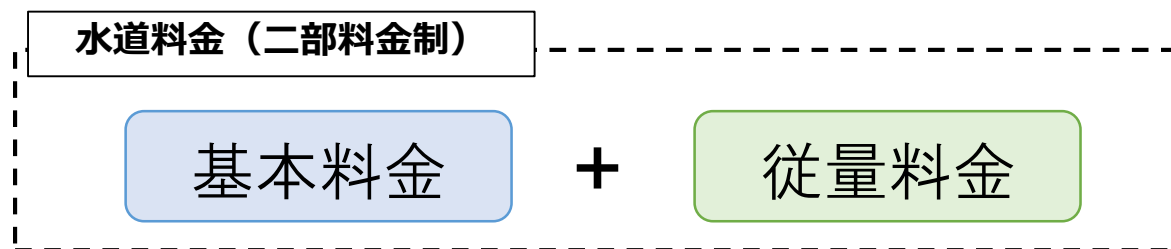
高知市は，『二部料金制』を採用し，「基本料金」については用途別口径別併用，「従量料金」は逦増型を採用しています。（ 高知市が採用している制度）

また，使用水量が1か月1,000m³を超える部分の従量料金の単価を引き下げ，大口需要者の負担軽減を図っています。

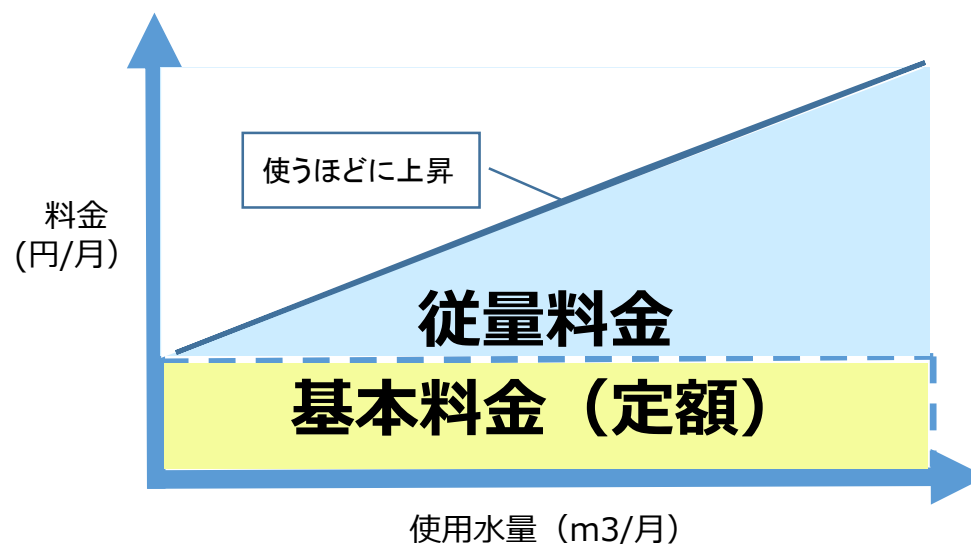
5 高知市の水道料金体系

●高知市が採用している二部料金制とは

水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金で構成されています。



二部料金制のイメージ



5 高知市の水道料金体系

●高知市が採用している用途別口径別併用料金体系とは

水道料金は、主に「用途別」「口径別」「用途別口径別併用」に分類されます。

料金体系

用途別：使用用途毎（家事用・営業用・工事用・浴場用等）に料金を設定する方法

- ・最近の傾向としては、用途区分を細分化せず、家事用と家事用以外との2区分、またはそれに公衆浴場用を加えて3区分にするなど、用途を2～3区分にする事業者が増えています。

《高知市の水道料金の用途》

一般用...

浴場用及び特別用以外の用に水道を使用する場合

浴場用...

一般の公衆浴場営業の用に水道を使用する場合

特別用...

汽車、船舶及び臨時の用に水道を使用する場合

口径別：各需要者の給水管や水道メーターの大小等に応じて料金を設定する方法

《高知市の水道料金のメーター口径》

13mm・20mm・25mm・30mm・40mm・50mm・75mm・100mm・150mm・200mm

用途別口径別併用：用途別と口径別を併用する方法 ←本市で採用

5 高知市の水道料金体系

●高知市が採用している逡増型とは

従量料金は、主に「逡増型」「逡減型」「単一型」に分類されます。

従量料金

従量料金は、目的に応じて以下のような従量単価が設定されています。

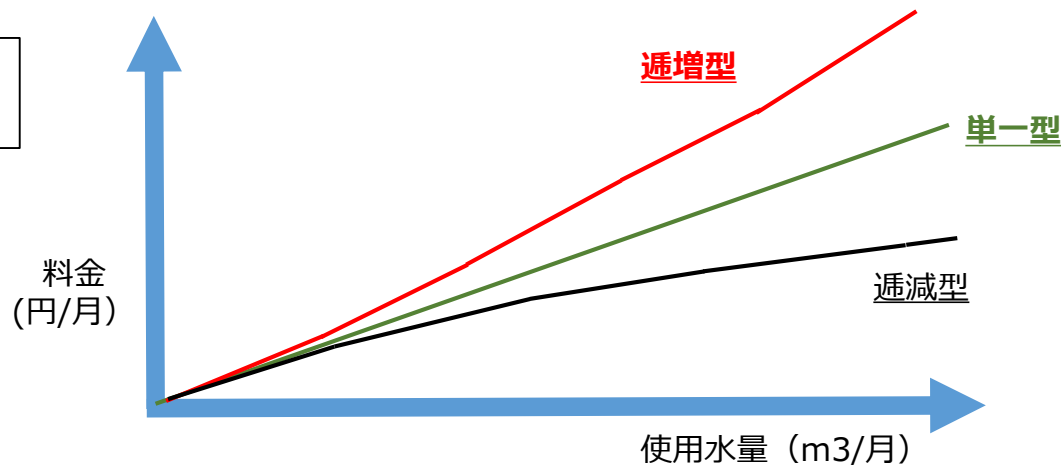
逡増型：使用水量が増加するに従い単価が上がる料金制度 ←本市で採用

※ただし、高知市の場合は、一般用では使用水量が増加するほど料金が高くなる一方、大口需要家の地下水移行を抑えるため1,000m³を超える料金を低く設定しています。

逡減型：使用水量が増加するに従い単価が下がる料金制度

単一型：使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした料金制度

型別の従量料金のイメージ



5 高知市の水道料金体系

● 高知市の水道料金体系

1 か月あたり・ 税抜き（円）

用途	基本料金		従量料金(1㎡につき)						
	口径	料金	1～8㎡	9～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～1000㎡	1001㎡～
一般用	13mm	810	10	137	164	193	251	335	280
	20mm								
	25mm	1,540	H23年度改定から逡増度見直し						
	30mm	2,360							
	40mm	3,540							
	50mm	7,780							
	75mm	13,620							
	100mm	20,540							
	150mm	41,100							
	200mm	65,500							
浴場用	60㎡まで 4,000		61～100㎡				30		
			101～200㎡				40		
			201㎡～				45		
特別用	なし		1㎡につき				335		

口径が大きくなるほど基本料金が高くなる

使用水量が多くなるほど単価が高くなる

口径が大きくなるほど基本料金が高くなる

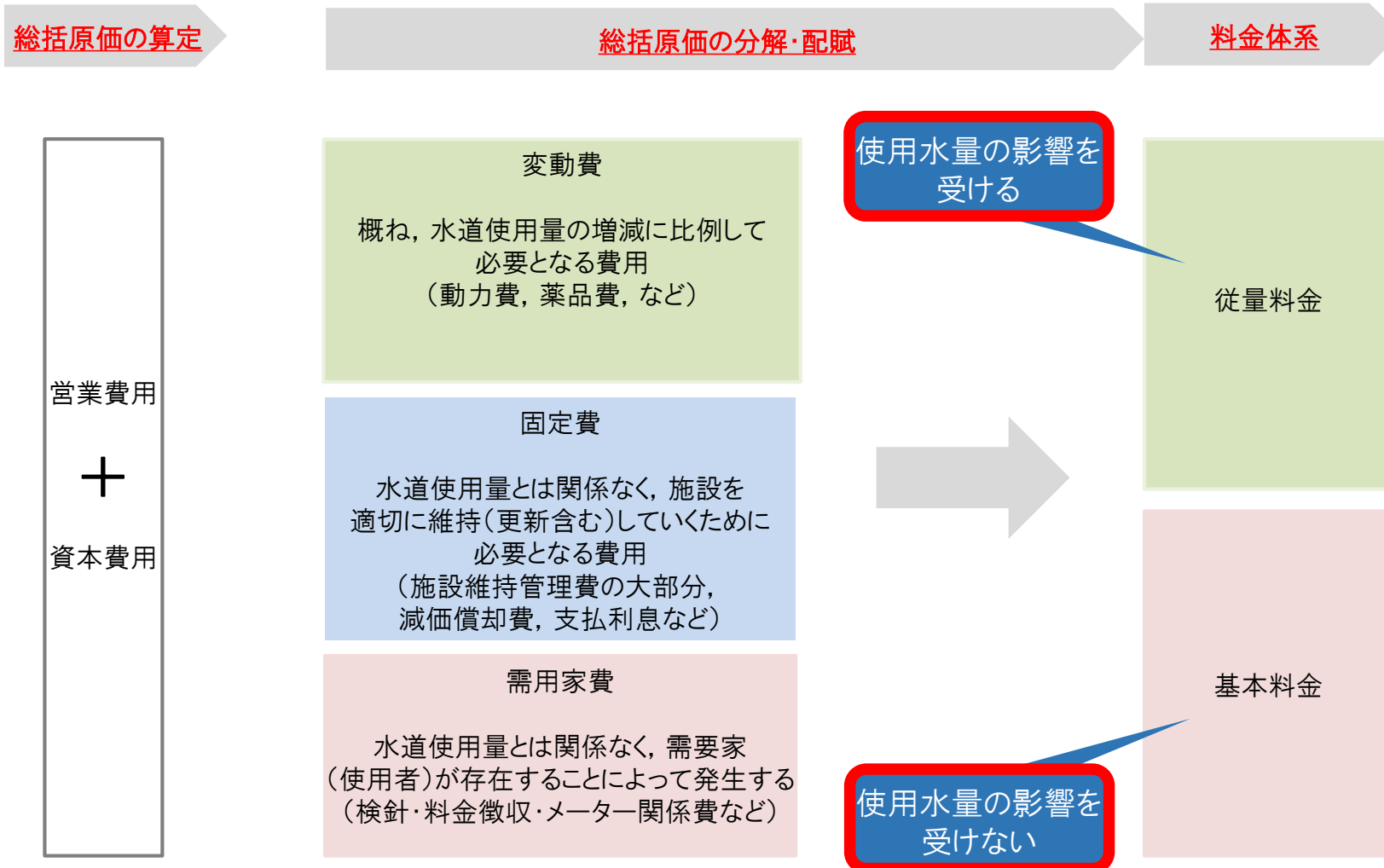
使用水量が多くなるほど単価が高くなる

H23年度改定から逡増度見直し

6 水道料金体系の設定の考え方

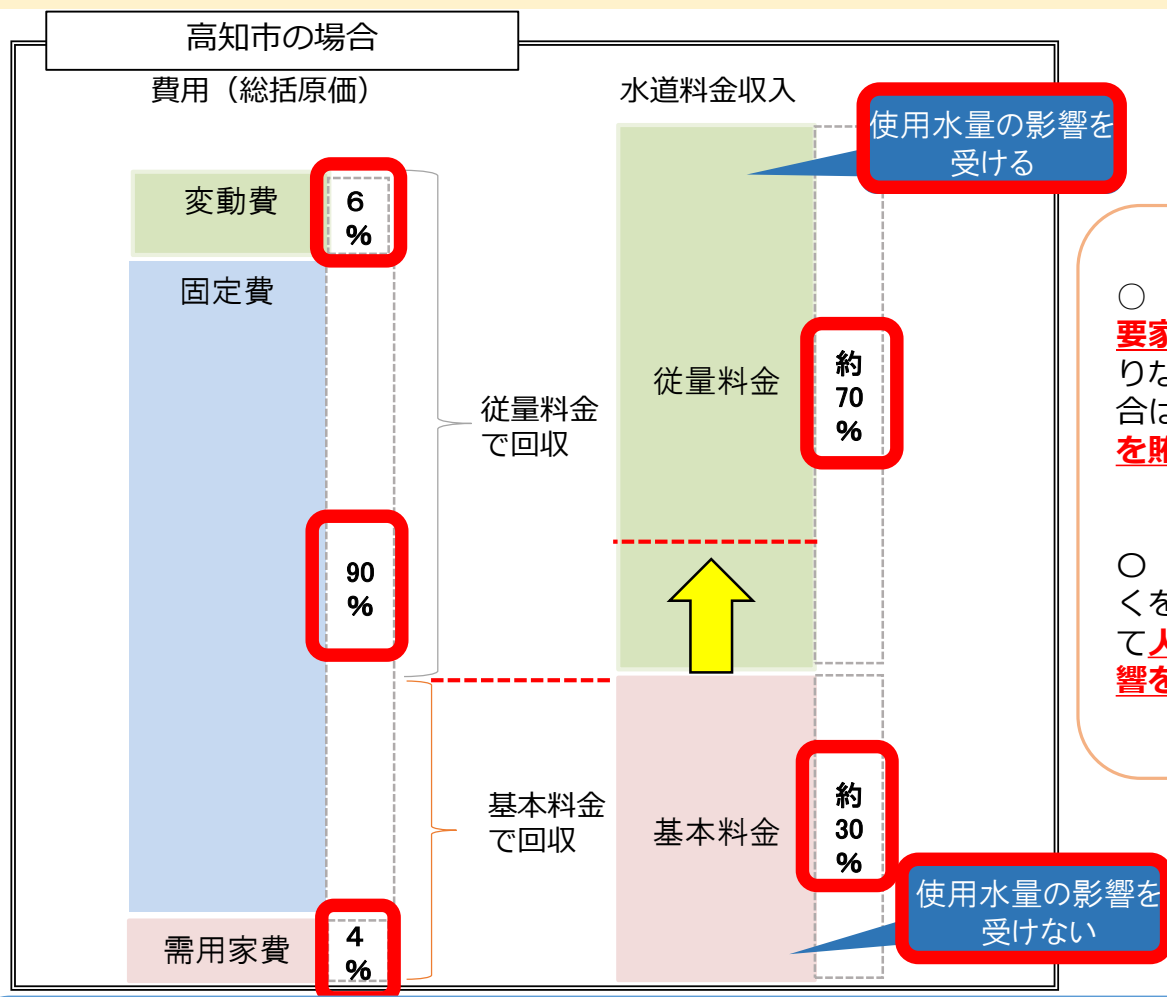
● 水道料金体系の設定の考え方

日本水道協会水道料金算定要領では、**総括原価の算定**、**総括原価の分解・配賦**、**料金体系の設定**の3つのステップにより、基本料金と従量料金の割合を算出することが示されています。



6 水道料金体系の設定の考え方

●高知市の基本料金と従量料金の割合



○ 高知市の水道事業では、**固定費及び需要家費が約94%**を占める経費の構造にありながら、水道料金に占める**基本料金**の割合は**約30%**であり、**基本料金で固定費等を賄う割合が少なくなっています**。

○ そのため、現状においては**固定費**の多くを、**従量料金で回収**しており、結果として**人口減少などに伴う使用水量の減少の影響を大きく受けやすい**状況にあります。

『参考』 基本料金と従量料金の配分について（厚生労働省「新水道ビジョン」より抜粋）

固定費を基本料金ですべて回収するのが最も安定的な料金徴収方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合とすると**水需要の増減に収入が影響されない体系**となります。しかし、**支出の95%（※高知市の場合94%）を基本料金で回収することになり**、現行の料金制度からの**急激な変更**は、**利用者の許容度を越えた影響**が出ると考えられ、現行の料金制度からの**利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更**していくことが重要です。

7 他都市の水道料金改定事例

他市事例 1 盛岡市 ※平成29年4月（5月検針分）から

■ 水道料金改定の内容

(1) 平均改定率

▲0.03%

(2) 基本料金の引き上げ 及び従量料金の引き下げ

- 基本料金の割合を約35%→約40%
- 基本料金が増額になることに配慮
- 従量料金の引き下げ

(3) 大口使用区分単価（1,001m³～）を新設

- 大口使用者と一般使用者の負担の適正化
- 大量使用区分単価（1,001m³～）を新設
- 単価を値下げ

基本料金（消費税込み） ※消費税率8%当時

口径 (mm)	改定案 (円)	現行 (円)	比較増減 (円)	改定率(%)
13	972	864	108	12.5
20	1,620	1,512	108	7.1
25	2,592	2,484	108	4.3
30	4,860	3,672	1,188	32.3
40	8,964	6,048	2,916	48.2
50	16,308	13,176	3,132	23.7
75	42,876	26,568	16,308	61.3
100	89,424	43,848	45,576	103.9
150	256,932	92,340	164,592	178.2

引き上げ

従量料金（消費税込み）

用途等の区分		水量区分	改定案(円)	現行(円)	比較増減(円)	改定率(%)
一般用	口径 25mm 以下	1~10m ³	64	66.96	▲2.96	▲4.4
		11~20m ³	122	133.92	▲11.92	▲8.9
		21~30m ³	216	226.80	▲10.80	▲4.7
		31~1000m ³	270	293.76	▲23.76	▲8.0
		1001m ³ ~	216	▲77.76	▲26.4	
	口径 30mm 以上	1~50m ³	270	272.16	▲2.16	▲0.7
		51~1000m ³	293.76	▲23.76	▲8.0	
		1001m ³ ~	216	▲77.76	▲26.4	
浴場用	一般公衆浴場	51	51.84	▲0.84	▲1.6	
	温泉 浴場	1~100m ³	140	140.40	▲0.40	▲0.2
		101m ³ ~	216	226.80	▲10.80	▲4.7
		臨時用		507	507.60	▲0.60

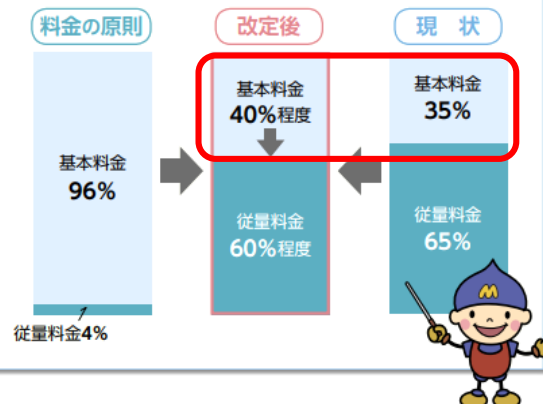
引き下げ

水道ぼうやの豆知識 その1

● 基本料金・従量料金とは

基本料金は、水道管や浄水場の維持管理・更新に必要な費用にあてられる、給水量に関わらず必要になる経費です。従量料金は、薬品費や動力費など、給水量の増減に比例する経費です。

給水費用の「96%」が本来基本料金で賄うべき費用であるのに対し、現在の料金体系では、基本料金の割合は「35%」しかない状況です。経営の安定性を図るため、今回の改定で基本料金の割合を「40%程度」まで高めめます。



〈盛岡市HP及び広報紙参照〉

7 他都市の水道料金改定事例

参考:改定後の料金比較

● 現行・改定料金の比較 (消費税込み)

1ヶ月で10m ³ 使用した場合	メーター口径	現行料金	改定料金	差額
	13mm	1,533円	1,612円	79円
1ヶ月で20m ³ 使用した場合	メーター口径	現行料金	改定料金	差額
	13mm	2,872円	2,832円	▲ 40円
	メーター口径	現行料金	改定料金	差額
	20mm	3,520円	3,480円	▲ 40円

※消費税率8%当時

旧水道料金表 (1ヵ月分/消費税込み)							
種別、口径\料金区分		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	
一般用	メーターの 口径が25mm 以下のもの	13mm	864円	1~10m ³ まで 66.96円	11~20m ³ まで 133.92円	21~30m ³ まで 226.80円	31m ³ 以上 293.76円
		20mm	1,512円				
		25mm	2,484円				
	メーターの 口径が30mm 以上のもの	30mm	3,672円	1~50m ³ まで 272.16円	51m ³ 以上 293.76円		
		40mm	6,048円				
		50mm	13,176円				
		75mm	26,568円				
		100mm	43,848円				
		150mm	92,340円				
公衆浴場用	一般公衆浴場		一般用に同じ	1m ³ 以上	51.84円		
	温泉浴場		//	1~100m ³ まで	140.40円		
				101m ³ 以上	226.80円		
	臨時用		//	1m ³ 以上	507.60円		



※消費税率8%当時

新水道料金表（1ヵ月分／消費税込み）								
種別、口径\料金区分			基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	メーターの 口径が25mm 以下のもの	13mm	972円	1～10m ³ まで 64円	11～20m ³ まで 122円	21～30m ³ まで 216円	31～1,000m ³ まで 270円	1,001m ³ 以上 216円
		20mm	1,620円					
		25mm	2,592円					
	メーターの 口径が30mm 以上のもの	30mm	4,860円	1～1,000m ³ まで 270円	1,001m ³ 以上 216円			
		40mm	8,964円					
		50mm	16,308円					
		75mm	42,876円					
		100mm	89,424円					
		150mm	256,932円					
公衆浴場用	一般公衆浴場		一般用に同じ	1m ³ 以上	51円			
	温泉浴場		//	1～100m ³ まで	140円			
				101m ³ 以上	216円			
	臨時用			//	1m ³ 以上	507円		

〈盛岡市HP及び広報紙参照〉

7 他都市の水道料金改定事例

他市事例 2 松山市 ※令和5年4月1日から 継続使用者への経過措置として令和5年6月検針分から反映
(令和5年4月1日以降に使用を開始した場合は、4月から新料金となる。)

〔平均改定率〕
13.89%

■ 水道料金改定の内容

- ・ **基本料金の引き上げ**
- ・ **従量料金の一部引き上げと据え置き**
- ・ **平均的な家庭で1カ月375円の改定**
- ・ **13mmと20mmの逡増度の緩和**
(7.3倍→5.2倍)

◎新水道料金表

(1カ月分)

基本料金（月額）			従量料金（月額）						
水道メーターの口径	旧料金	新料金	用途	水道メーターの口径	段階	使用水量	1m ³ につき		
							旧料金	新料金	
13mm	785円	990円	改定率 26%	13mm 20mm	第1段	1m ³ から10m ³ までの分	39円	56円	
20mm					第2段	10m ³ を超え20m ³ までの分	162円	162円	
25mm	1,781円	2,530円			第3段	20m ³ を超え30m ³ までの分	241円	241円	
30mm	2,933円	3,740円			第4段	30m ³ を超え50m ³ までの分	267円	267円	
40mm	4,610円	6,600円			第5段	50m ³ を超え100m ³ までの分	272円	283円	
50mm	8,381円	10,780円			第6段	100m ³ を超え500m ³ までの分	278円	288円	
75mm	16,762円	25,080円			第7段	500m ³ を超える分	283円	291円	
100mm	27,238円	45,430円		85%	25mm以上	第1段	1m ³ から20m ³ までの分	188円	195円
150mm	54,476円	101,310円				第2段	20m ³ を超え30m ³ までの分	241円	241円
150mmを超えるものは、 公営企業管理者が 別に定める。			第3段			30m ³ を超え50m ³ までの分	267円	267円	
			第4段			50m ³ を超え100m ³ までの分	272円	283円	
			第5段			100m ³ を超え500m ³ までの分	278円	288円	
			第6段			500m ³ を超える分	283円	291円	
			公衆浴場用	13mm	第1段	1m ³ から10m ³ までの分	39円	56円	
				20mm	第2段	10m ³ を超える分	95円	95円	
				25mm以上	1m ³ から	95円	95円		

《備考》

- ・ 消費税及び地方消費税(税率10%)が含まれています。
- ・ この料金表は、改正条例の施行日(令和5年4月1日)から適用されます。
施行日以前から継続して使用されているお客さまは、経過措置で令和5年6月以降の検針分から新料金になります。

イメージ	使用水量	旧料金	新料金	影響額
	10m ³	1,175円	1,550円	375円
	20m ³	2,795円	3,170円	
	30m ³	5,205円	5,580円	

※水道メーターの口径は13mm・20mm

7 他都市の水道料金改定事例

他市事例3 高知県内他自治体

平成30年4月以降改定分

自治体		二部 料金制	基本料金			従量料金		改定時期	改定内容	改定額 1カ月間の料金 (口径20mm, 20㎡使用, 税抜き)
			用途別	口径別	その他	逦増型	単一型			
室戸市	(改定前)	○	○	—	—	—	○	令和6年4月 から	・用途別料金体系から口径別料金体系に変更 ・基本料金を約 20%増額 、従量料金を約 10%増額	410円
	(改定後)		—	○	—	—	○			
土佐清水市	(改定前)	○	○	—	—	—	○	令和6年4月 から	・基本料金及び超過料金を平均 20%増額 参考:平成30年4月にも料金改定あり	500円
	(改定後)		○	—	—	—	○			
安芸市	(改定前)	○	○	—	—	○	—	令和5年4月 から	・用途区分を廃止(口径区分は改正前から無し)	345円
	(改定後)		—	—	○	○	—			
香美市	(改定前)	○	○	○	—	—	○	令和3年4月 から	・基本料金 660円増額 (※経過措置中), 20㎡を超える超過料金1㎡あたり33円増額	300円
	(改定後)		○	○	—	—	○			
土佐市	(改定前)	○	○	—	—	—	○	平成30年4月 から	・基本料金及び超過料金を一律 20%増額	348円
	(改定後)		○	—	—	—	○			

〈自治体HP等参照〉

7 他都市の水道料金改定事例

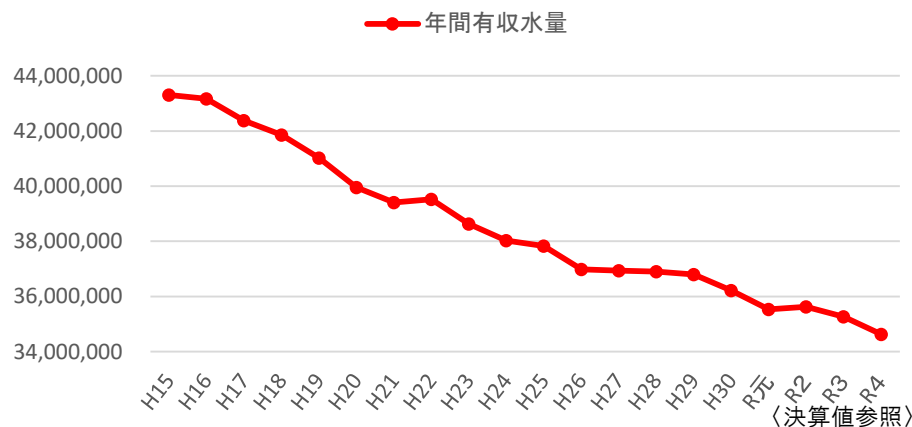
平成30年4月以降改定分

自治体		二部 料金制	基本料金			従量料金		改定時期	改定内容	改定額 1カ月間の料金 (口径20mm, 20m ³ 使用, 税抜き)
			用途別	口径別	その他	通増型	単一型			
大月町	(改定前)	○	○	○	—	—	○	令和5年4月 から	・用途区分を廃止 ・平均 13%程度増額 (一般家庭モデル「口径13mm 1か月11トン使用」の場合)	320円
	(改定後)		—	○	—	—	○			
仁淀川町	(改定前)	○	—	—	○	—	○	令和3年4月 から	・基本料金及び超過料金を一律 30%増額	438円
	(改定後)		—	—	○	—	○			
佐川町	(改定前)	○	○	—	—	—	○	令和3年4月 から	・基本料金及び超過料金を約 20%増額	388円
	(改定後)		○	—	—	—	○			
四万十町	(改定前)	○	○	—	—	—	○	令和2年4月 から	・基本料金及び超過料金を一律 13%増額	290円
	(改定後)		○	—	—	—	○			
いの町	(改定前)	○	○	—	—	—	○	平成31年4月 から	・基本料金及び超過料金を約 30%増額	495円
	(改定後)		○	—	—	—	○			
黒潮町	(改定前)	○	—	○	—	○	—	平成30年4月 から	・ 20%増額 (ただし、少量使用者の負担軽減のため、家庭 用量水器口径13mm・20mmの使用量5m ³ までの料金を据え置 き)	630円
	(改定後)		—	○	—	○	—			

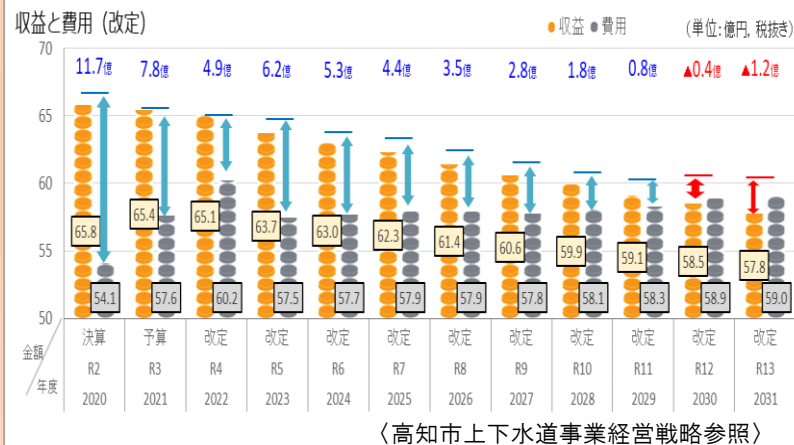
〈自治体HP等参照〉

本市の水道事業では、固定費及び需要家費が約94%を占める経費の構造にありながら、水道料金に占める基本料金の割合は約30%となり、基本料金で固定費等を賄う割合が少なくなっています。

有収水量推移 H15～R4



収支推計 R2～R13



これは、使用水量が減少した場合、従量料金の減少により水道料金が全体として減少する一方で、固定費などは減少の余地が小さいことから、将来的に赤字への転落が見込まれることを示しています。



有収水量が減少傾向にある中では、収支の均衡を保つためには、料金体系の見直しにより全体の料金収入を減少傾向から引き上げ、一定額以上の料金収入を確保する必要があります。

また、料金の算定に当たっては、「総括原価方式」により、「資産維持費」を考慮した料金収入の確保を図ることが重要となります。

今後、基本料金と従量料金について、他都市事例を参考にしながら、様々なパターンによる試算を行い、経営審議会などでも論議を重ねながら、上下水道サービスの安定的・継続的な提供を可能とする料金体系を検討していく必要があります。

